

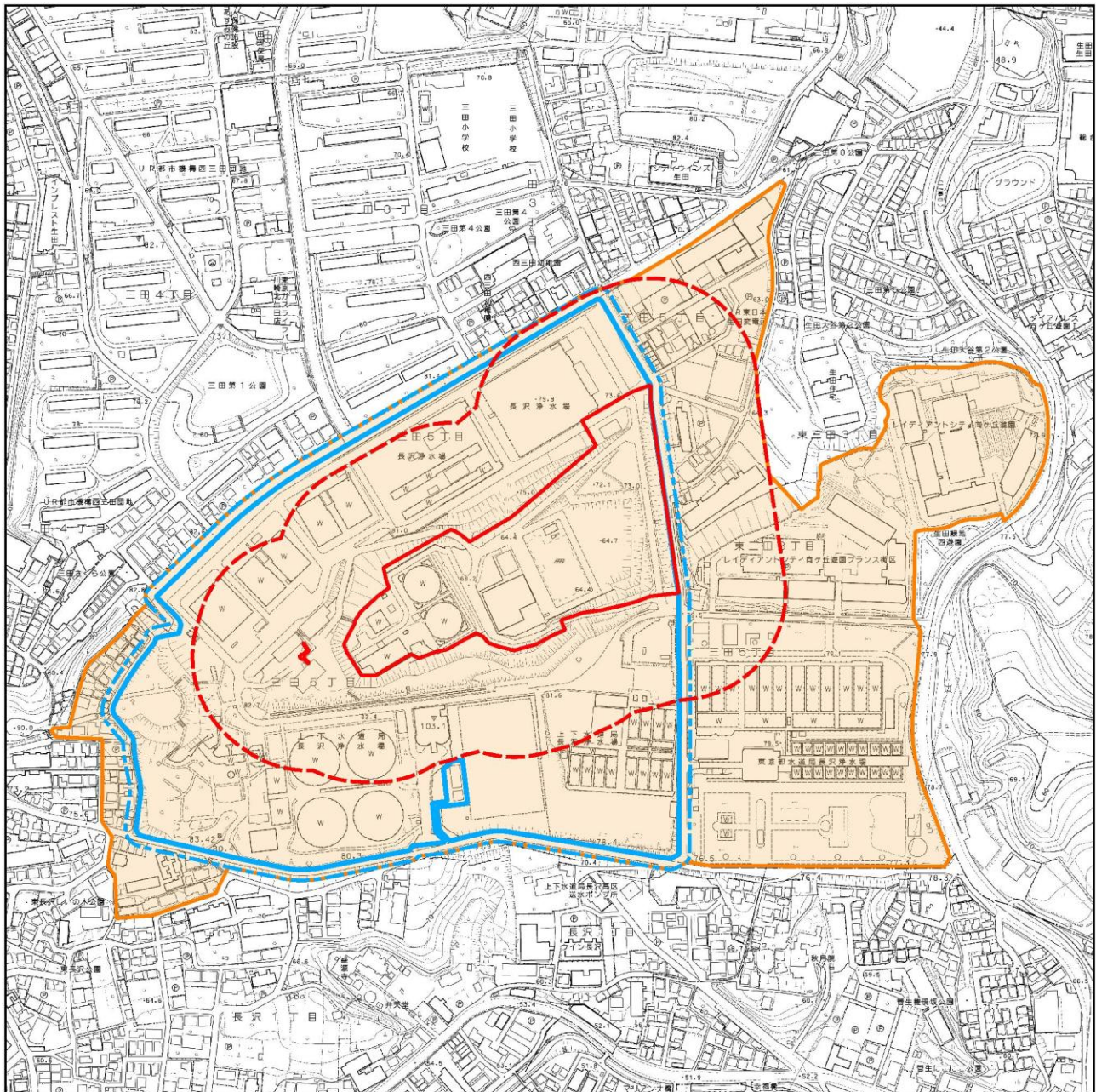
第 8 章 関係地域の範囲

関係地域の範囲は、本事業によって環境への影響を及ぼすおそれのある地域として、想定される大気質、騒音及び振動の影響範囲とし、表 8-1 及び図 8-1 に示す地域とする。影響を及ぼすおそれのある地域とした範囲は、以下の根拠に基づき設定した。

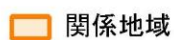
- ・建設機械の稼働による大気質、騒音及び振動並びに施設の稼働による騒音及び振動の影響範囲
(計画地から約 100m の範囲)
- ・川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例に係る事業計画の通知範囲
(長沢浄水場から約 10m の範囲)

表 8-1 関係地域の範囲

区名	町名
多摩区	三田五丁目、東三田三丁目の一部、長沢一丁目の一部



凡例



関係地域
(環境影響評価手続き案内配布範囲)



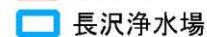
計画地から100mの範囲
(建設機械の稼働による大気質、騒音及び振動
並びに施設の稼働による騒音及び振動の影響範囲)



長沢浄水場から10mの範囲
(川崎市建築行為及び開発行為に関する
総合調整条例に係る事業計画の通知範囲)



計画地



長沢浄水場

1:6000
50 0 50 100 150 200 250 300 m



図 8-1 関係地域の範囲

注：本図は、「川崎市地形図_1/2, 500」(川崎市ホームページ 最終閲覧月：令和7年1月)を使用して作成した。